

茨城工業高等専門学校地域共同テクノセンター走査電子顕微鏡管理・使用細則

平成18年 7月19日
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則第9条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)の地域共同テクノセンター(以下「センター」という。)の走査電子顕微鏡(以下「SEM」という。)の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保管場所)

第2条 SEMの保管場所は、センター計測機器室とする。

(管理者及び管理補助者)

第3条 SEMを適切に維持・管理するため、センター長を管理者とし、その下に管理補助者を置く。

2 管理補助者は、技術支援センターの技術職員の中からセンター長が指名する。

(使用者の資格)

第4条 SEMを使用することができる者は、SEM基本操作講習を受講し、センター長の許可を受けた本校の教職員で、別紙様式1の走査電子顕微鏡使用資格者名簿に登録されたものとする。

(使用手続)

第5条 SEMを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、事前にサイボウズの設備予約に使用予定日を登録し、SEM備付けの別紙様式2の走査電子顕微鏡使用記録簿(以下「記録簿」という。)に必要事項を記入の上、使用するものとする。

2 使用者は、SEMの使用が終了したときは、前項の記録簿に必要事項を記入しなければならない。

(使用期間)

第6条 SEMの使用期間は、原則として1日とする。ただし、さらに延長して使用を希望するときは、前条第1項の規定を準用する。この場合において、延長の期間は、7日間を限度とする。

(使用上の留意事項)

第7条 使用者は、SEMの取扱方法を遵守しなければならない。

第8条 使用者は、SEMの使用において装置の異常に気付いたときは、速やかに管理補助者へ連絡し、その指示に従わなければならない。

2 使用者は、SEMの使用で、当該SEMが故障又は損傷したときは、書面により、速やかにセンター長に事故報告しなければならない。

(使用の制限)

第9条 センター長は、次の各号の一に該当するときは、SEMの使用を制限することができる。

(1) 使用者が、この細則に違反し、センターの運営に支障を生じさせたとき、又は生じさせるおそれがあるとき。

(2) その他センター長が、使用不相当と認めるとき。

(損害の賠償)

第10条 センター長は、使用者が故意又は過失によりSEMを損傷したときは、使用者に遅滞なく原状に復させ、又はその損害に相当する費用を求めることができる。

(消耗品の負担)

第11条 使用者は、センターが定期的に行う維持・管理のために交換する消耗品以外の消耗品を負担するものとする。

(運用)

第12条 この細則に定めるもののほか、SEMの使用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年7月19日から施行する。

走査電子顕微鏡使用資格者名簿

登録番号	登録年月日	所属	氏名	取消年月日
1	平成 年 月 日			平成 年 月 日
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

走査電子顕微鏡使用記録簿

使用年月日	平成 年 月 日()	
使用時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
使用者	氏名 (使用資格者登録番号:)	
使用目的		
使用前の点検	異常なし 異常あり()	
使用中の状況	異常なし 異常あり()	
使用後の点検	異常なし 異常あり()	
その他記録事項		センター長印

使用年月日	平成 年 月 日()	
使用時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
使用者	氏名 (使用資格者登録番号:)	
使用目的		
使用前の点検	異常なし 異常あり()	
使用中の状況	異常なし 異常あり()	
使用後の点検	異常なし 異常あり()	
その他記録事項		センター長印